

令和7年度第2回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和7年12月8日（月）午後2時開会
開催場所	北とぴあ 902会議室（傍聴人定員：20名）
出席委員	事業者団体関係者 堀田 秀一 事業者団体関係者 山本 哲哉 労働者団体関係者 伊藤 好磨 労働者団体関係者 江藤 学 学識経験者（弁護士） 一瀬 太一 ※職務代理者 学識経験者（社会保険労務士） 高木 博之 学識経験者（公契約関係の専門家） 沼田 良 ※会長
次第	1 開会 2 議題 （1）工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額の設定について （2）工事または製造の請負契約以外の契約に係る労働報酬下限額の設定について （3）令和8年度労働報酬下限額の答申について 3 その他報告事項等 4 閉会
事前送付資料	（1）令和7年度第1回東京都北区公契約審議会次第 （2）令和7年度東京都北区公契約条例スケジュール （3）令和8年度労働報酬下限額設定の勘案事項等について （4）東京都の公共工事設計労務単価推移 （5）会計年度任用職員（事務補助）の賃金推移について （6）令和7年度地域別最低賃金全国一覧 （7）北区周辺の職種別賃金状況 （8）令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 （9）東京都北区公契約条例適用件数と内訳 （10）令和7年度労働報酬下限額の設定方法について（答申） （11）区内事業者の受注業況について（工事） （12）令和7年度第2回東京都北区公契約審議会次第 （13）令和8年度労働報酬下限額の設定について （14）答申文（ひな型） （15）北区周辺の職種別賃金状況（最新版） ※(12)～(15)の資料のみ送付。その他の資料は第1回と同様。 同封書類：報酬支払関係書類
備考	

発言者	議事内容
○事務局（宮島契約管財課長）	<p data-bbox="663 248 895 282">(開会のあいさつ)</p> <p data-bbox="616 344 1441 521">本審議会は、条例により委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとされております。本日7名の委員全員が出席をされておりますので、定足数に達していることをご報告させていただきます。</p> <p data-bbox="616 539 1441 712">本審議会の会議録は、発言者名も含めまして区のホームページで公開予定でございます。また、議事録作成に当たり、会議は録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。</p> <p data-bbox="663 775 895 808">(配布資料の確認)</p> <p data-bbox="616 871 1441 954">それでは、議題に入る前に、総務部長の小宮山よりご挨拶をさせていただきます。</p>
○事務局（小宮山総務部長）	<p data-bbox="663 1016 895 1050">(開会のあいさつ)</p> <p data-bbox="616 1113 1425 1196">それでは議事に入りたいと思いますので、進行は沼田会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
○沼田会長	<p data-bbox="616 1256 1441 1339">これから議事を進めてまいります。内容の濃い審議とするため、ご協力をお願いいたします。</p> <p data-bbox="616 1357 1441 1440">今年度2回目の審議会ですので、答申文を固めるための審議を優先したいと思います。</p> <p data-bbox="616 1458 1441 1720">前回の審議会で、答申文の作り方について皆さまに合意をいただきましたが、もう一回確認いたします。令和8年度の労働報酬下限額は、令和7年度の労働報酬下限額の基本的な考え方や枠組みを基礎として、最低賃金の上昇、職員給与勧告等を踏まえつつ、職員給与の改定が若年層に重点を置いた点も加味して答申するというところでよろしいでしょうか。</p> <p data-bbox="951 1783 1098 1816">(異議なし)</p>
○沼田会長	<p data-bbox="616 1883 1441 1966">では、そのように進めさせていただきますので、事務局より議題（1）の説明をお願いします。</p>

○事務局（宮島契約管財課長）	（議題（１）の説明）
○沼田会長	<p>工事の労働報酬下限額については、令和7年度の枠組みを変えずに令和8年度の公共工事設計労務単価を基準に設定するという事務局案が示されました。また、第1回審議会で意見をいただいた見習い・手元等における公共工事設計労務単価に対するパーセンテージの変更については、事務局の説明のとおり、引き続き検討するという事にいたします。</p> <p>堀田委員にお伺いしますが、事業者としてこの案でいかがでしょうか。</p>
○堀田委員	これでよろしいかと思えます。
○沼田会長	<p>今の事務局案の説明について、ご意見ご質問があれば伺いますがいかがでしょうか。</p>
	(なし)
○沼田会長	では次に参ります。事務局より議題（２）の説明をお願いします。
○事務局（宮島契約管財課長）	（議題（２）の説明）
○沼田会長	<p>業務委託及び指定管理の労働報酬下限額について、令和7年度の下限額を基礎としながら、給与勧告を踏まえて設定するという事務局案が示されました。</p> <p>また、第1回の審議会でご意見をいただいた職種別の労働報酬下限額の設定については、今後引き続き検討するという事にさせていただきます。</p> <p>では、令和8年度労働報酬下限額の案について、事務局より説明をお願いします。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>事務局案である、令和7年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額に、「令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告」で示された行政職給料表（一）1級8号の上昇額相当分を加える計算により、委託、指定管理の令和8年度労働報酬下限額は、1時間あたり1,496円となります。また、区外の施設の労働報酬下限額は、南房総市は1時間あたり1,352円、那須</p>

○沼田会長	町は1時間あたり1,261円になります。
○伊藤委員	ご意見はございますか。
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>事務局案では、業務委託・指定管理の労働報酬下限額が1,496円ということです。あと4円で1,500円台に乗ることになります。これについて事務局の考えをお聞かせください。</p> <p>この1,496円につきましては、説明の中でも申し上げましたとおり、北区の会計年度任用職員事務補助の適用給料表1級8号を勘案した金額となっております。</p> <p>労働報酬下限額ということで、会計年度任用職員の単価を上回ることは避けたほうがいいという点もあると思いますので、勘案しこのような設定とさせていただいたところでございます。</p>
○伊藤委員	1,500円ではなく1,496円にするということですが、会計年度任用職員と同額にするという考え方でしょうか。
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>必ず合わせるというのではなく、条例では会計年度任用職員の他にも最低賃金やその他の事情なども勘案することとなっておりますので、例えば北区の賃金状況なども勘案することかと思えます。</p> <p>ただ今回の上げ幅は、最低賃金や北区の賃金の情勢に比べて、会計年度任用職員の上り幅のほうが高いというところもございます。そのため、それよりも低い設定とすることも考えられますが、今回はそれに合わせるというご提案をさせていただいたものでございます。</p>
○伊藤委員	私が他区の公契約審議会を傍聴した際、まだ正式に労働報酬下限額は決定されていないものの、杉並区は1,500円、中野区は1,510円、台東区は1,501円といったように、1,500円台の金額が見られました。世田谷区では、1,610円という非常に高い金額が提示されております。それ以外の区では、1,400円台後半の金額が多くなっている状況です。これまでは金額に幅があることが多かったですが、今回は金額に大きな差がないのが特徴と感じております。そのため、

<p>○事務局（宮島契約管財課長）</p> <p>○伊藤委員</p> <p>○沼田会長</p> <p>○山本委員</p>	<p>北区の1, 496円という金額は妥当であると考えられます。今回はこの内容に納得したいと思います。</p> <p>また、区外の施設が二つありますが、設定した労働報酬下限額を支払うことに関して、高い・低いといったご意見はありましたでしょうか。</p> <p>区外の施設について、今までにそういったご意見は特段いただいていないところでございます。</p> <p>県の最低賃金と比べても高い金額となっておりますので、ご意見をもらうことは少ないと思っていました。分かりました。</p> <p>そのほか、ご意見はございますか。</p> <p>昨年度の15%近い上昇率と比較すると、多少落ち着いた増加幅ではありますが、事業を預かる立場から正直に申し上げると、依然として高すぎる水準だと考えます。前日も申し上げましたが、このような労働報酬下限額で業務に従事いただく方々よりも、管理業務や、より広範囲の業務を担当する方々には、さらに高い報酬を提示して業務をお願いしております。しかし下限額が引き上げられることで、こうした従業員との報酬の差が縮まる傾向にあります。</p> <p>最近では、初任給を重視する傾向が強まっております。民間企業が初任給を引き上げる際には、前年に入社した社員より初任給が高くなる場合があり、それに伴い既存社員との給与バランスを調整する必要が生じます。この場合、通常の賃上げ幅を超えた対応を求められることがあります。</p> <p>少し専門的な話になりますが、このような状況では、初任給から始まり勤続年数に応じて賃金が上がるという給与カーブが寝ていくこととなります。上がり幅を調整しなくてはなりません。その結果、長期勤続しても賃金がなかなか上がらない現象が生じ、中間層の従業員の働くモチベーションに非常に大きく影響していきます。</p> <p>どこの企業も苦勞していると思いますが、この傾向が続くと、日本の働き方が少しずつ歪んでいくのではないかと、企業</p>
--	---

<p>○事務局（宮島契約管財課長）</p>	<p>を預かる者としては危惧しております。</p> <p>今年に限った話ではなく、この傾向がそのまま続いていったらどうなるのかという危惧を抱いているということをお話ししておきたいと思います。</p> <p>労働報酬下限額は、事業者の方の受注する契約に大きく関わる設定でございます。この会計年度任用職員の報酬以外にも区内の賃金の情勢などをしっかりと見極めながら、今後の下限額設定を引き続きしっかりと考えていかなければいけないと事務局としても受け止めております。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>ほかにご意見はありますか。</p>
<p>○高木委員</p>	<p>東京都の最低賃金もかなり高いと思いますが、南房総市と那須町の労働報酬下限額は、東京都の最低賃金よりも高くなっております。これについてどのように考えているのかをお伺いいたします。</p>
<p>○事務局（宮島契約管財課長）</p>	<p>ご指摘のとおり、南房総市と那須町は、各地域の最低賃金よりかなり高い状況となっております。上げ幅を区内と同じにしているということで、南房総市と那須町の会計年度任用職員の単価よりも若干高い設定となっております。</p> <p>しかしながら、区の業務を受注していただくという区の特設公契約の考え方から、今回上昇幅については昨年度と引き続き同じ上げ方とするというご提案にさせていただいております。</p>
<p>○江藤委員</p>	<p>皆さまのご意見をお聞きしましたが、公共の契約のため、予算額というのは当然それに見合った金額を提出するものと思います。労働者の賃金に関しては、公契約条例を基にして、賃金や、その地域を引っ張っていくという考え方により、賃金上昇や経済を活性化する一つの意味として、労働報酬下限額を設定することもあると思います。民間と比較というよりも、民間を引っ張っていくというような考え方のほうが、私は腑に落ちると思います。民間との差額を考えるというのは、これに外れるのではないかと考えています。</p>
<p>○事務局（宮島契約管財課長）</p>	<p>そういった視点も含め、様々なご意見をいただいて、今後も</p>

○沼田会長	<p>検討していきたいと思います。</p> <p>ちなみに、今回設定をいたしました労働報酬下限額は、当然のことながら区の予算のほうに反映をしていくといった考え方になります。</p> <p>東京都北区公契約条例の条文にも記載がありますが、やはり地域経済を回していくための公契約なのだと思います。今までこの要素を加味してやってきたつもりではいますが、今の発言は非常に重要なことだと思います。</p> <p>山本委員にもう一回伺いますが、事業者としてこの案はいかがでしょうか。</p>
○山本委員	<p>あくまで個人的な意見ですが、事務局が示した試算パターンを見たときに、直感的には案イの1,469円が適切かと思いました。一方で案アの1,496円との27円の差に何の意味があるのかとも思います。これで経済がうまく循環し、事業者としても生業が成り立っていくのであれば、確かに望ましいことだと思います。ただ、本当にうまくいくのかなという懸念をいまだに持ち続けているところでもあります。</p>
○沼田会長	<p>追加で伺いますが、前回の労働報酬下限額では人がなかなか集まりにくいというお話をされたと思いますが、今回のこの金額はいかがでしょうか。</p>
○山本委員	<p>前回は申し上げましたが、傾向として金額の問題ではなくなっているのではないかと思います。</p> <p>ある程度の賃金を提示しなければ人材が集まらないことは、分かっておりますが、そのうえで、現在は働く側が仕事内容を重視する傾向があります。私たちのような指定管理を担う事業者では、比較的単純な作業をお願いすることが多いのですが、そうした仕事ほど人材が集まりにくくなっています。</p>
○沼田会長	<p>公共サービスというようには思われませんか。</p>
○山本委員	<p>やはり何をやるかが重要なのだと思います。その意義を考えてやってくださる方はそう多くはないと思います。</p>
○沼田会長	<p>難しいところです。</p>

<p>○山本委員</p>	<p>では、令和8年度の労働報酬下限額はこの内容でよろしいでしょうか。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>はい。</p> <p>では、そのほかご意見がなければ、今までの議論を答申に当てはめたいと思います。</p> <p>具体的には、議題（3）の令和8年度労働報酬下限額答申についてですが、資料14の枠で囲われている部分に、ここまでの決定事項を入れ込むことといたします。</p> <p>前回の審議会で、事務局より答申時点で、業務委託・指定管理については金額を示すと言われておりましたので、資料14の下線部の空欄箇所に金額を入れて答申をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>では、まず決めたことを読み上げます。</p> <p>工事又は製造の請負についてです。熟練労働者及び一人親方は、令和8年度に適用される東京都における各職種の公共工事設計労務単価を8時間で割り、90%を乗じた額とする。</p> <p>東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない職種については、建具工は内装工、建築ブロック工は石工の単価の90%とする。ただし、令和8年度より新たに公共工事設計労務単価の設定があった場合は、その単価を用いるということにします。</p> <p>次に、熟練労働者及び一人親方以外（労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等）は、令和8年度に適用される東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価を8時間で割り、70%を乗じた額とするということにしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>ではそのように決定します。</p> <p>次に業務委託・指定管理に移ります。まず、区内の施設についてですが、こちらは令和7年度の業務委託・指定管理等の労</p>

<p>○沼田会長</p>	<p>働報酬下限額に、令和7年の職員の給与等に関する報告及び勧告で示された行政職給料表（一）1級8号の上昇額相当分（地域手当相当額含む）を加算した1,496円/時間でいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>では異議なしということで、今度は区外の施設に移ります。区外の施設に係る特定公契約に従事する特定労働者等については、各区外施設の令和7年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額に、令和7年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額（1,368円/時間）に対する1,496円/時間の増加率を乗じた金額とし、南房総市は1,352円/時間、那須町は1,261円/時間といたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>では異議なしということで、令和7年度の審議会の答申として、以上のように決定させていただきます。</p> <p>区長への答申については、資料14をもとに作成したいと思いますが、会長に一任していただければと思います。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>では会長一任ということで進めさせていただきます。</p> <p>審議会から区長への答申については、後日調整の上で区長へ提出するという形でさせていただきます。</p> <p>また、事務局に確認ですが、告示は業務委託・指定管理の労働報酬下限額の告示を先行すると伺っています。</p> <p>工事の労働報酬下限額は、令和8年度の公共工事設計労務単価発表後に告示を行うということでよろしいでしょうか。</p>
<p>○事務局（宮島契約管財課長）</p>	<p>おっしゃるとおりです。</p> <p>労働報酬下限額の告示については、前回お配りした資料2でご案内をいたしましたスケジュールのとおりとなりますが、本日決定いただいた内容で答申をいただいた後、業務委託や指定</p>

<p>○沼田会長</p>	<p>管理等の労働報酬下限額は、速やかに告示をさせていただきたいと考えております。本日の審議会の議事概要の公表より先となってしまうかもしれませんが、ご了承をいただければと存じます。</p> <p>また、本日の議事概要は委員の皆様にご確認をいただき、2月に公表予定でございます。</p> <p>そして、工事の労働報酬下限額は、例年2月に公共工事設計労務単価が国から公表されるのを受けまして、2月末頃に告示を行いたいと考えております。</p> <p>ここまでで、ご質問やご意見等ございますでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>では、答申とは別になりますが、一人ずつご意見を伺いたいと思います。審議会の運営や公契約条例についてでもいいですが、私としては今日の感想、来年度以降の見通し、あるいは希望などがあればぜひ伺いたいです。</p> <p>では、一瀬委員からお願いします。</p>
<p>○一瀬委員</p>	<p>今後の見通しという点についても議論と一緒に触れられていたところではございますが、昨今の賃金の上昇等を踏まえ、日本経済がどこまで遅くなるのかという点については、全く予断を許さない状況ではないかと思えます。格差が広がる社会と言われますが、賃金のバランスをどのようにとるのかといった中で、今回の公契約条例の位置づけを考えたときに、引っ張るだけではなくて誤導にならないかという懸念を危惧として感じるころではありました。</p> <p>社会全体で賃金上昇するという潮流が作られるために、区ができることとしての公契約条例の位置づけは、改めて意識したところでもあります。</p> <p>区内もそうですが、区外のところに関しては、なおさら間違った形のメッセージになるといけないのかなとも感じまして、実際に雇用を拡大、人材を確保していく中で、今後は都内だけが上がっていった場合には、地域性も考慮した上で考えていかなければいけないのかなと感じたところではございます。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>ありがとうございます。では、伊藤委員お願いします。</p>

○伊藤委員	<p>職種別の労働報酬下限額にすることを来年以降も考えていくと事務局のほうからお答えがありました。本当にやる必要があると思います。</p> <p>事務職の労働報酬下限額の1種類だと、金額上昇が全ての職種に波及するため、金額が上がるばかりで、どの職種でも同じ金額ということになるとどうなのかと感じています。</p> <p>例えば、隣の足立区では、有資格保育士に資格手当として約100円を労働報酬下限額に加算しています。そのような工夫が必要ではないかと考えます。</p> <p>ですが、現在の2回の審議会の議論内でそれを具体化させるのは難しいと思われます。そのため、審議会以外で事前に事務局と議論を行う場を設けていただくことも含め、今後検討いただければと思います。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。江藤委員、お願いします。</p>
○江藤委員	<p>私からは2点あります。</p> <p>1点目は、未熟練工について今後もまた検討を続けていきたいという点です。軽作業員の70%の労働報酬下限額では、若手の就職には結びつかないと感じていますので、ぜひそのパーセンテージをもう一度検討していただきたいと思います。</p> <p>2点目については、公契約条例の実効性についてです。公契約条例が始まってから、調査を3、4回行ってはいますが、なかなか実態としては賃金に反映されていない状況もあります。ぜひ事務局でも実態を調べて報告もいただければと思います。</p> <p>また、このようなことを繰り返す中では、やはり審議会2回ではなかなか難しいとも感じます。伊藤委員がおっしゃったように、先に事務局との打合せ等もできるようになればいいかと思っております。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。山本委員、お願いします。</p>
○山本委員	<p>会社を預かっている立場としては、社員の賃金を上げたいと思っています。特にこの二、三年は、ずっと物価高が続いていますから、経営者の側が生活していく立場を考えなくてはなりません。そうした意味では、賃金はより上げてあげたいし、ボーナスも出してあげたいと常に思います。ただ、地方公共団体と違い、我々民間企業は「ゴーイング・コンサーン」として存</p>

	<p>       続いていく必要があります。        そのため、企業として成り立って初めてこうした取り組みが可能となります。そのバランスをいかにうまく取っていきながらやっていけるかを、常に推し量って判断しております。非常に難しい部分ではありますが、今までは会社が利益を得てから、初めて社員に還元するというパターンが多かったのですが、近年では、先行投資に近い形で出しているという感じが少ししています。        従業員の意欲を削がないように賃金を出して、より頑張ってもらって業績を上げていくという、そうした形で上手く回っていけば日本経済全体もより良く循環していきたくらいと思えます。        去年、商工会議所の北支部がアメリカ視察で企業の話聞いた際、「人手不足にどう対応しているのですか」という質問に対し、「移民を活用しています」という回答があったそうです。そのような会社ほど業績もうまく上げているということです。        こうした流れが進む中で、私たちの仕事がいずれ移民やAIに取って代わられるのではないかと懸念する部分もごさいます。     </p> <p>       ○沼田会長     </p> <p>       ○堀田委員     </p> <p>       ありがとうございます。堀田委員、お願いします。     </p> <p>       公契約条例は、工事の場合、私としたらあまり意味がないと思います。        というのは、例えば労災保険等、工事を請け負うと、労働基準監督署に届出をしますが、大体請負の2割が労災に絡みます。昔から、監督署は労災の人件費は請負の2割だと言います。その中で、北区役所から発注を受ける我々元請は、管理が専門になります。主に仕事の8割、9割が管理です。実働部隊はみんな下請となり、下請が大きい現場になればなるほど、下請が孫請等に発注していきます。        そうすると、労務費の管理等のウェイトが非常に大きいですが、額・パーセントは少ないわけです。そこで、それでも管理せよと口を出すと、下請、孫請としては「やってられない」ということになります。        それともう一つ、最近起きていることを申し上げますと、公共工事というのは、有資格者じゃないと監督ができません。そうすると、監督一人に1,000万円以上の給料を保証して引     </p>
--	---

	<p>き抜くこともあります。</p> <p>このため公契約条例の職種等を私が聞いていても、工事の場合の管理等は非常に難しいなというのが本心です。</p> <p>ですが、他区で始まっている制度を北区では行いませんというわけにはいかないと思います。直接労務費や委託等は分かりやすいですが、工事の場合は、実際にその人件費など、何に使って幾ら払っているのかというのが追いかけてづらいのです。</p> <p>このように、今の建築や土木の工事に関しては非常におかしな状態になっています。ですが、やはりみんなで審査して、最低賃金の確保をしていかなければいけないというのは基本思っています。賃金に対して管理しづらいのが現状です。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。高木委員、お願いします。</p>
○高木委員	<p>私たちは、指定管理業者のモニタリング調査を5年の中の中間年にやっています。中間年に関しては今回のこの公契約の労働報酬下限額を上回っていますが、その他の残りの4年間、前後2年間に関しては、正直どこまで超えているのかというのは分かりません。調査が入るのが分かっているから、前もってその賃金に上昇させなくてはいけないと思って上げているのかもしれない。入札の段階では恐らく上回っていると思いますが、先に述べた前後2年間の実情については常々疑問に思っております。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。私からも少し意見を申し上げます。</p> <p>あと少して1,500円でしたが、来年には1,500円は超えるだろうと思います。</p> <p>前政権の際には、5年後程度で最低賃金1,500円を全国平均にするという目標になっていました。その考えはまだ残っていて、だから東京都の自治体では今年は半分以上が1,500円の労働報酬下限額を設定するということになるのかもしれない。1,600円のところも出る可能性があるという話も聞きました。</p> <p>少し視点を変えた話をしますが全国レベルの地方税を考えたときに、東京都や都内区市町村が受け取っている地方税というのは、全体の2割を超えています。法人税や固定資産税等は4分の1程度にもなっていると思いますけども、そういう中で考えると、労働報酬下限額1,500円というのは、むしろ当</p>

<p>○江藤委員</p>	<p>然ではという意見もあるだろうと思います。</p> <p>那須町や南房総市の話も出ましたが、それらは来年度もまだ1,500円には達しないと思います。ただ、東京の財政規模を考えると、1,500円というのはそれほど大変な額ではなく、妥当ではとも思います。</p> <p>それから、前回お話ししたトリアージですけれども、本来のトリアージというのは、大震災や被災があったときに、被災者の治療に優先順位をつけるということです。なぜ優先順位をつけるかという、助けられる人をできるだけ多く助けるためです。</p> <p>ところが、橋梁トリアージという最近の考え方で、トンネルや橋の見直しのトリアージというのが、最後には廃止するというのがゴールになっています。救うのではなくて失くす、公共施設をやめるということです。生活に密着している橋を、修繕やメンテナンスが大変だからやめるという方向でトリアージを行っています。救うのとやめるのでは、逆方向の考え方だと思います。</p> <p>この考え方は、やはり公契約審議会に持ち込んでほしいと思います。追加でお話ししておきたいと思えます。</p> <p>堀田委員からお話がありましたが、労働者代表としてお願いしたいのは、建設業として、公共工事に関して、労務費に手をつけてそこから利益を取るような会社を、もう排除する必要があるのではないかという点です。</p> <p>そのためには、やはり事業者側と一次請けや二次請けが協力する必要があります。人を集めるだけで請け負って、結局事業主は何も作業しないというような、そういったダンピング業者のような存在を排除しなければ、この公契約の実効性というのは保たれないと思います。</p> <p>また、建設業の発展のためにも、それに見合った積算をしっかりとすることも必要です。もちろん一次請け、二次請けも同様ですし、管理側もそうだと思います。積算を出す契約側のほうも一生懸命考えていかないと、沼田会長がおっしゃったように橋が建てられなくなるという状況になってしまう。これが今の建設業界の状態だと思います。力を合わせていければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
--------------	--

<p>○堀田委員</p>	<p>要望としてよく分かりますが、公共工事の場合の積算は、設計、工事は別になります。同じ会社にはほとんどさせません。積算は設計事務所が行い、我々はその設計事務所が出した金額以内でないと落札しないのです。</p> <p>日本全国で官庁工事というのは、設計と工事を必ず分けるようにしています。設計を相互にさせると何をやるか分かりません。</p> <p>なので、設計事務所に発注する際に、北区の労働報酬下限額で人件費を見積もりすることを言っていたかなくてはなりません。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>ありがとうございます。そのほか、ありますでしょうか。</p> <p>では、事務局から、次第3、連絡事項をお願いいたします。</p>
<p>○事務局（宮島契約管財課長）</p>	<p style="text-align: center;">（事務局より連絡事項）</p> <p>次期委員の推薦依頼ということでご案内をさせていただきます。公契約審議会の委員の任期は条例で2年と定めておりまして、現在の委員の皆様の任期、令和8年3月31日までとなっております。次期委員につきましては、今回も推薦をいただいております団体様から引き続き推薦をお願いしたいと考えております。</p> <p>こちらの推薦依頼のほうは、来年度の4月以降に改めてご連絡、ご依頼をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>また、区ではあらゆる分野の意思決定過程に男女双方の意見や考え方をバランスよく反映させるという考え方から、審議会など政策方針決定の場への女性の積極的登用を推進しているところでございます。</p> <p>前回もご依頼をさせていただいたところでございますが、こちらの趣旨もご理解いただきまして、委員の推薦に当たりましてご配慮をいただけますようご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、次期委員の任期も委嘱された日から2年間となるものでございます。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>女性委員にすぐ代わるというのは難しいと思いますが、そういった方向で努力することはしていければと思います。</p> <p>それでは、これで閉会させていただきたいと思います。</p>

	ありがとうございました。
--	--------------